

令和6年度

# 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業 追加公募のお知らせ

追加公募期間

令和6年5月29日(水)～令和6年6月28日(金)

## 1. 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業とは？

事業者の皆様が主に県内で発生する産業廃棄物や、事業系一般廃棄物の3Rの推進に関する取組を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。今回の追加公募では次の2つの事業区分の公募を行います。

事業区分（事業メニュー）

【ゼロエミッション普及促進事業】

【環境産業育成支援事業】

（※産業・地域ゼロエミッション推進事業の他の補助メニューは  
今回の募集の対象とはしていません）



**エコロ**  
岩手県3R推進キャラクター

## 2. 追加公募対象となる事業区分

追加公募対象となる事業区分は、以下の2つです。

### 【ゼロエミッション普及促進事業】

自ら排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

※バイオディーゼル燃料（BDF）を製造する場合は、自ら、または県内の事業者等が排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

#### ●補助対象

- ア エコショップいわて認定店<sup>※1</sup>を有する事業者
- イ いわて地球環境にやさしい事業所<sup>※2</sup>認定事業者
- ウ 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者に限ります。）
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）
- オ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）

●対象経費 機械装置の購入・据付け・改良に要する経費、市場形成調査費  
なお、機械装置については以下のとおり指定しています。

- (1)汚泥脱水機
- (2)木くず破砕機または木くずボイラー
- (3)業務用生ごみ処理機
- (4)廃プラスチック類溶融機または廃プラスチック類破砕機
- (5)バイオディーゼル燃料製造装置
- (6)その他、必要かつ適当と認めるもの（要相談）

●補助率 対象経費の3分の1以内

●補助金額 100万円以上 500万円以下

#### 取組の例

補助金を活用して木くず破砕機を導入し、チップ製造過程で生じる荒バークを粉砕し、敷料や燃料として販売する。



## 【環境産業育成支援事業】

ア<sup>ア</sup>認定製品<sup>※3</sup>製造事業者が製造するリサイクル製品の商品力強化または販売促進の取組を行うおうとする事業、及び<sup>イ</sup>下記事業区分の事業により補助を受けて開発もしくは製造した、製品または技術の利用促進を目的として実施する事業が対象となります。

(事業区分)

- ①企業内ゼロエミッション推進事業 ②地域・企業間ゼロエミッション推進事業
- ③廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業 ④廃棄物利用製品開発推進事業
- ⑤廃棄物利用製品製造推進事業 ⑥ゼロエミッション普及促進事業

### ●補助対象

- ア 岩手県再生資源利用認定製品認定事業者
- イ 事業区分①から⑥までの事業によって開発された製品を製造等する事業者

### ●対象経費

(1)補助対象がアの場合

品質向上またはコストダウンのための調査分析委託経費、マーケティング調査委託経費、販売プロモーション委託経費、広告宣伝費、イベント・展示会等への出展経費

(2)補助対象がイの場合

アドバイザー派遣受入経費



●補助率 (i)岩手県再生資源利用認定製品に係る取組の場合  
対象経費の2分の1

(ii)岩手県再生資源利用認定製品以外の取組の場合  
対象経費の3分の1

●補助金額 (i)30万円以上 300万円以下 (ii)20万円以上 200万円以下

### 取組の例

- ・認定製品の販売を促進するため、全国規模の展示会に出展するとともに、業界紙へ広告を掲載する。
- ・事業区分④を実施した事業者が、開発した製品の販売促進や製品改良に関する助言を受けるため、専門家を派遣受入し、調査を行う。

※1 ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる、環境配慮型の店舗として、県から認定を受けた店舗

※2 地球温暖化を防止するために、二酸化炭素排出の抑制に関する取組みを積極的に行っている事業者として、県から認定を受けた事業者

※3 岩手県再生資源利用認定製品（リサイクル製品の利用拡大を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定しています。）

### 3. スケジュール

令和6年 5月～6月	公募期間（5/29(水)～6/28(金)）
令和6年7月	書類審査
令和6年 8～9月	内定・交付決定 交付決定から令和7年2月まで事業実施 ※2月末までに完了する事業であることが前提となります。
令和7年3月	完了確認
令和8年4月	進捗状況報告



### 4. その他

(1) 応募を検討されている場合は、事業計画についてのヒアリング等を行いますので、事前に担当へ御相談ください。

(2) 廃棄物処理施設の設置許可等を要する場合があります（下表参照）。

設置許可が必要な主な施設	能力	設置許可が必要な主な施設	能力
汚泥の脱水施設	10 m <sup>3</sup> /日超	廃プラスチック類の破砕施設	5 t /日超
廃油の油水分離施設	10 m <sup>3</sup> /日超	木くずまたはがれき類の破砕施設	5 t /日超
廃酸、廃アルカリの中和施設	50 m <sup>3</sup> /日超		

(3) 当該事業計画に沿った、明確な根拠に基づく産業廃棄物等の減量化や資源化等に関する目標値を設定していただきます。

(4) 補助制度の詳細については、岩手県のホームページを御覧ください。

（トップページから「暮らし・環境」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「循環型社会・リサイクル」⇒「産業・地域ゼロエミッション推進事業」）

(5) 本案内は令和6年5月現在のものであるため、内容等を変更する場合があります。

お問い合わせ先	岩手県環境生活部資源循環推進課（県庁11階） TEL：019-629-5367      FAX：019-629-5369 e-mail：AC0003@pref.iwate.jp
---------	---